

# 公衆無線LANサービス利用規約

株式会社長崎ケーブルメディア

## 目次

第1条（総則）	2
第2条（サービスの内容）	2
第3条（サービスの提供区域）	2
第4条（利用契約の成立）	2
第5条（無線LANの利用）	2
第6条（利用期間）	2
第7条（接続手続）	2
第8条（パスワードの管理）	3
第9条（第三者が提供する情報の利用）	3
第10条（第三者が提供する情報の内容の保証）	3
第11条（禁止事項）	3
第12条（自己責任の原則）	3
第13条（所有権）	4
第14条（著作権）	4
第15条（サービスの終了）	4
第16条（サービスの停止）	4
第17条（サービスの中止又は中断）	5
第18条（サービスの終了）	5
第19条（無線回線による制約）	5
第20条（通信利用の制限等）	5
第21条（免責）	5
第22条（履歴情報の取得）	6
第23条（協議）	6
附 則	6
別表 提供区域	7

## 第1条（総則）

株式会社長崎ケーブルメディア（以下「当社」といいます。）は、当社のインターネットサービス、n c mスマートBOXサービス、ながさきスマートネットの加入者を対象に提供する「公衆無線LANサービス」（以下「本サービス」といいます。）に関して、当社所定の申込手続を完了し利用する者（以下「利用者」といいます。）に対し、以下のとおり公衆無線LANサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めるものとします。

2 利用者は、本規約のほか、定めのない事項については、長崎ケーブルメディア 総合契約約款、インターネットサービス利用規約、n c mスマートBOXサービス利用規約、ながさきスマートネットサービス約款が適用されることを確認するものとします。

3 当社は、本規約を変更することがあります。なお、この場合には、変更後の新規約を適用するものとします。

## 第2条（サービスの内容）

本サービスは、当社の公衆無線LAN網を使用して、インターネットサービスを提供するものです。

## 第3条（サービスの提供区域）

当社は、別表に規定する提供区域において本サービスを提供します。

2 提供区域は、状況により変更する場合があります。

## 第4条（利用契約の成立）

利用者は、本規約を承諾の上、当社所定の申込手続が完了した時点（「同意」ボタンを押した時点）で利用契約が成立するものとします。

## 第5条（無線LANの利用）

利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係する法律等を遵守するものとします。

2 利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア等を準備するものとします。

## 第6条（利用期間）

本サービスを利用できる期間は、当社のインターネットサービス利用規約、n c mスマートBOXサービス利用規約、ながさきスマートネットサービス約款に規定する期間とします。

## 第7条（接続手続）

利用者は、本サービスの無線区間（端末からアクセスポイントまでの区間）については、暗

号化を行うものとし、暗号化の設定を必要とします。

2 利用者は、暗号化設定後、接続したときに表示されるWebブラウザに当社が発行した利用者のメールアドレス及びパスワードの入力を行い、認証後にインターネットへ接続できるものとし、

#### **第8条（パスワードの管理）**

利用者は、インターネットサービス利用規約第45条（ユーザID及びパスワードの管理責任）、ncmスマートBOXサービス利用規約第63条（ユーザID及びパスワードの管理責任）、ながさきスマートネットサービス約款第52条（ユーザID及びパスワードの管理責任）に規定するメールアドレス及びパスワードの使用並びに管理について全ての責任を負うものとし、

#### **第9条（第三者が提供する情報の利用）**

利用者は、第三者が提供する情報の利用において、一切の責任は各情報の提供者に帰属していることに同意するとともに、当社が当該取引契約及び情報提供の契約当事者でないことに同意するものとし、

#### **第10条（第三者が提供する情報の内容の保証）**

当社は、第三者が提供する商品又はサービスに関し、いかなる保証もいたしません。また、第三者が提供する情報について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証もいたしません。

2 当社は、利用者が第三者の提供する情報を利用したことに関して、当該利用者と当該提供者との間に紛争が生じた場合について、いかなる責任も負わないものとし、また、一切の費用又は損害賠償を負担することはないものとし、

#### **第11条（禁止事項）**

利用者は、本サービスの利用にあたって、長崎ケーブルメディア 総合契約約款、インターネットサービス利用規約、ncmスマートBOXサービス利用規約、ながさきスマートネットサービス約款に規定する禁止行為及び次の各号に規定する事項を行ってはならないものとし、

- (1) 法令に違反する、又は違反するおそれのある行為
- (2) 当社が不適切と判断する行為

#### **第12条（自己責任の原則）**

利用者は、本規約第11条（禁止事項）に該当する利用者の行為によって当社又は第三者に損害が生じた場合、利用者としての資格を喪失した後であっても、損害賠償等全ての法的責

任を負うものとしします。

2 利用者は、本サービスを利用してアップロード又はダウンロードした、情報又はファイルに関連して、何らかの損害を被った場合、又は何らかの法的責任を負う場合においては、自己の責任においてこれを処理するものとしします。

### **第13条（所有権）**

本サービスを構成する全てのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続、商標、商号、第三者が提供するサービス又はそれに付随する技術全般は、当社又は当該提供者に帰属するものとしします。

### **第14条（著作権）**

利用者は、権利者の許諾を得ることなく、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるあらゆる情報又はファイルについて、著作権法で定める利用者個人の私的使用のための複製の範囲を超えて、著作権法に基づく利用をすることはできないものとしします。

2 利用者は、権利者の許諾を得ることなく、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるあらゆる情報又はファイルについて、第三者に使用させたり、公開させたりすることはできないものとしします。

3 本条の規定に違反して紛争が発生した場合、利用者は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当社をいかなる場合においても免責し、当社に対し損害を与えないものとしします。

### **第15条（サービスの終了）**

当社のインターネットサービス、ncmスマートBOXサービス、ながさきスマートネットの加入契約を解約した場合は、本サービスも終了します。

### **第16条（サービスの停止）**

当社は、長崎ケーブルメディア 総合契約約款第24条（サービスの停止）の規定によるほか、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 利用申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合
- (2) 本規約第11条（禁止事項）第1項の各号に規定する行為を行った場合
- (3) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
- (4) 本規約に違反した場合
- (5) 利用者として不適切と当社が判断した場合

### **第17条（サービスの中止又は中断）**

当社は、次の場合には、本サービスの運営を中止又は中断することがあります。

（1）本サービスのシステムの保守又は工事を定期的若しくは緊急に行う場合、又は当社のシステムの障害等やむを得ない場合

（2）戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供ができなくなった場合

（3）政府機関の規制、命令によるとき、又は他の電気通信事業者等がサービスの提供を中止又は中断した場合

（4）その他、当社が本サービスの運営上、一時的な中止又は中断が必要と判断した場合

2 当社は、前項の規定により、本サービスの運営を中止又は中断するときは、予めその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は、本条に基づく本サービスの中止又は中断により、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる責任も負わないものとします。

### **第18条（サービスの終了）**

当社は、都合により本サービスの提供を終了する場合があります。この場合、予めその旨を通知又は公表するものとします。これにより利用者又は第三者が被った損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

### **第19条（無線回線による制約）**

本サービスにおいては、次の各号の事由により、無線回線を利用した通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態又は本サービスが全く利用できない状態となることがあります。

（1）電気製品及び特殊医療機器等からの電磁波等の発生による電波障害及び電波干渉等

（2）遮蔽物による電波障害

（3）無線LAN機器の故障

### **第20条（通信利用の制限等）**

当社は、本サービスの運営上必要であると判断したときは、通信利用の制限を行うことがあります。

2 当社は、接続された機器が、ウイルス媒介や迷惑行為等によって他の利用者に影響があると判断した場合は、予告なく接続を遮断することがあります。

3 当社は、各種法令の求めに応じ、利用者のアクセスログを記録したり、特定のWebサイトへの接続を制限したりすることができるものとします。

### **第21条（免責）**

当社は、本サービスの提供に関連して利用者が生じた損害について、いかなる責任も負わな

いものとしてします。

2 前項の規定は、当社の故意又は重大な過失による場合は適用されないものとし、損害賠償の上限を当月分のインターネットサービス、n c mスマートBOXサービス、ながさきスマートネットの利用料金とします。

3 当社は、本サービスの内容、及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証もいたしません。

4 当社は、利用者が使用するいかなる機器、及びソフトウェアの動作について、いかなる保証もいたしません。

5 当社は、利用者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、いかなる責任も負わないものとしてします。

6 当社は、接続された機器のウィルス感染、情報漏洩、データの破損、電波状況によるサービスの利用不能等による被害に対して、いかなる責任も負わないものとしてします。

7 本サービスの利用において発生した有料サービスについては、当該利用者が費用を負担するものとし、当社はいかなる責任も負わないものとしてします。

8 当社は、通信傍受等の被害に対して、いかなる責任も負わないものとしてします。

9 本サービスは、IEEE a/b/g/n に準拠するインターフェースに規定する通信の伝送速度について、いかなる保証もいたしません。

## 第22条（履歴情報の取得）

当社は、利用時間帯、利用者のIPアドレス及び端末の個体識別情報（MACアドレス）等の情報を取得できるものとしてします。この情報は、プロバイダ責任制限法に基づき取得、利用します。

## 第23条（協議）

利用者及び当社は、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上、解決するものとしてします。

## 附 則

（実施期日）

本規約は、平成24年10月1日より実施します。

本規約は、平成29年8月1日より改訂の上、実施します。

本規約は、2020年11月1日より改訂の上、実施します。

別表 提供区域

施設
J R長崎駅 長崎市総合観光案内所周辺
浜町アーケード
ベルナード観光通り
みらい長崎ココウォーク
十八親和銀行（※）
長崎電気軌道
長崎みなとメディカルセンター

※店舗によって利用できない場合があります。